

保険の役割とは－

「交通死」(二木雄策著 岩波新書 1997年6月出版)

を考える

弁護士 坂和章平

1 自己紹介

昭和24年1月26日愛媛県松山市生まれ。

昭和46年3月大阪大学法学部を卒業。

昭和47年4月26期司法修習生。

昭和49年4月大阪弁護士会弁護士登録

昭和54年7月坂和章平法律事務所(現・坂和総合法律事務所)

を開設。一般民事事件多数。都市計画、まちづくり関係事件多数。

また共済・損保の交通事故の事件を多数処理。

2 法律的なものの考え方アラカルト

(1) 証拠による事実認定

「水を入れたコップがある。ここに葉っぱを入れたら浮き、石を入れたら沈む」

という言い方は正しいか?

(2) 「疑わしきは罰せず」の考え方とオウム事件

(3) 「少年法の理念」と少年A事件

(4) 「大岡裁き」と「ソロモン王の裁き」の異同

(5) 陪審制を考える

① 市民の義務、市民から選ばれた陪審員

② 法廷での証拠のみに基づいて判断

③ 職業裁判官制度との優劣

3 くるま社会と交通事故

運転免許保有率は25歳以上50歳未満の男性の95.4%、女性の80.1%

H8.12/末現在の自動車保有台数は約7,203万台

前年に比べて約193万台(2.8%)増

自動車1台当たりの人口は1.78人(H8.3/末現在)

(「交通安全白書」(1997年版)より)

H8の交通事故による死亡者は9,942人

負傷者は約94万人

(警察庁の調べより)

4 保険(自賠責保険・任意保険)の役割

(1) だれもが交通事故の加害者にも、被害者にもなりうる(代替性)、「くるま社会の中で

保険(自賠責・任意)の担う役割は重要。

→しかし(任意)保険の内容は複雑、一般人には理解しにくい。

(2) 保険のむずかしさ

① 保険の種類の多様さ

・自賠責保険(強制保険)

・任意保険－対人賠償保険

・対物賠償保険

・車両保険

・搭乗者傷害保険 など

- ② 自賠償、任意、裁判所での基準のちがい
- ③ 自賠償の重過失減額と一般の過失割合とのちがい
- ④ 好意同乗減額とは?
- ⑤ 労災保険控除、求償等の関係
- ⑥ 運行供用者とは?
- ⑦ 他人性とは?
- ⑧ 免責条項の解釈の仕方
 - ・許諾被保険者
 - ・被保険者の使用者
 - ・無免許運転、酒酔運転

- (3) 1996年保険の自由化(保険料率の自由化)
→その影響は?

以上、「生命保険・損害保険をめぐる法律と税務」

(坂和章平編著・新日本法規出版株式会社)(1997年3月出版)参照

5 「交通死」(二木雄策著 岩波新書 1997年6月出版)を考える

(1) 目次

- 第1章 一万人を超す年間犠牲者 - 交通事故と交通犯罪 -
- 第2章 被害者抜きの形式裁判 - 刑事裁判の実態 -
- 第3章 軽すぎる刑罰 - 交通犯罪の量刑 -
- 第4章 ビジネスとしての賠償交渉 - 保険会社と弁護士 -
- 第5章 なぜ本人訴訟なのか - 調停と民事裁判 -
- 第6章 定型・定額化している損害賠償 - 賠償の理念と現実 -
- 第7章 没論理的な算定方式 - 逸失利益の検討 -
- 第8章 差別される女性労働者 - 逸失利益の男女間格差 -
- 第9章 画一的な事故処理 - 弁護士の論理・裁判所の論理 -
- 終章 日常化した交通事故 - くるま社会の非人間性 -

(2) 坂和は平成9年9月に本書を読み、著者宛に感想・意見を送付

(坂和意見の要旨)

- ① 筆者は交通事故の刑事事件、民事の損害賠償の交渉・調停・裁判の処理についての現状・問題的是れなりに把握しているものの、筆者の根底にはこれらの制度・現状に対する被害者の両親としての不満があまりにも強くあるため、本書での主張は「あれもダメ、これもダメ」の論旨に終始している。ならばそれをどうすればよいのかという点については全く記述がなく、抽象的な「人間としての尊厳」という言葉で批判するだけとなっている。
- ② 賠償交渉にビジネスの側面があることは当然のことだと私は考えている。しかし筆者の論旨はこれを批判するばかりか、その批判は全く説得力がない。そこで言っているのは、「娘を返せ」という感情論から出発した批判ばかりである。
- ③ 定型・定額化している損害賠償についても、西原説と実務の扱いを説明し、批判しているが、ならばどうするのかという点には全く目がいていない。定型化・定額化とは、他にもっといい方法がないからやむを得ずその方法をとっているというだけの知恵であることを率直に認めるべきである。

- ④ 軽すぎる刑罰の論述も1つの考えとしては当然理解はできるが、その考えは「被害を受けた父」の考え方(一方例)である。考えるべき問題は「国民の一般的な考え方はどこにあるのか」ということである。

勿論、たとえば交通事故(とりわけ信号無視や明白な加害者の過失によるもの)により人を死亡させた場合、たとえば最低懲役5年と定めれば威嚇効果があることは当然だが、それが「私もドライバー、私のお父さん、お母さんも買物に車を使っている」という日本の社会の中で受け入れられるか否かが問題である。まさに、良くも悪くも交通事故の刑事処分は「被害者と加害者に代替性がある。誰もが被害者にもなり得るし、加害者にもなり得る」という現状の日本の社会の中で決められているものである。

- ⑤ 画一的な事件処理、裁判所の判断、法の世界のもたれ合いの記述については、ナンセンスとしかいいようがない。逸失利益の算定方法が裁判所により異なるというのはむしろ筆者の立論からすれば(個々の裁判官が個々の事件毎に自己の判断を下すものだから)当然だと思う。また東京での収入と田舎の都市での収入がちがうのは当たり前だから、それによる相異があるのも当たり前のこととなる。

逸失利益の計算について、 Hofmann、ライプニッツのいずれを使うかによる違いが裁判所によって顕著というのは確かに違和感があり、問題点はあると思うが、それはそれとして批判すべきものである。

また法の世界のもたれ合いをみて、「弁護士というのはもともと人間の倫理から外れる危険をはらんだ職業だということになる」(210頁)などというのは、あまりにもすごい結論で、ナンセンスだと思う。

(4) 関西TV「メディア・ドゥ」で取材中

(5) その論点(問題提起)

- ① 保険に入っていれば、加害者は賠償責任なしで本当によいのか？
 - ・「保険にまかせっきり」との批判は？
 - ・金融ビッグバンによる保険料率の自由化、無保険車の増大は？
- ② 保険会社、弁護士はビジネスとして、賠償交渉をしているのか？
 - ・自賠責保険の意義(被害者救済)
 - ・任意保険の意義(賠償責任の補填)
 - ・保険会社の示談交渉の意義
 - ・弁護士の示談交渉の意義
- ③ 加害者の刑事処分は軽すぎるか？
 - ・業務上過失致死で執行猶予は妥当か？
 - ・重刑にすれば事故は防止できる筈だが、それは妥当か？
 - ・他の犯罪の刑罰とのバランスは？
 - ・「交通事故は代替性あり」をどう考えるか？
- ④ 賠償額の定型化・定額化は不当か？
 - ・後遺障害等級制度の意義と限界。
 - ・逸失利益の計算方法の意義と限界
 - ・慰謝料額の定額化の意義と限界
 - ・入・通院慰謝料の定額化の意義と限界
- ⑤ 男女差、子供差などの「メニュー」は不当か？
 - ・男女差、年齢差による収入差と賠償額？

・メニューという言い方は妥当か？

・自賠責基準、任意保険基準、弁護士基準、裁判所基準の現実をどうみるか？

⑥ 訴訟の場で被害者の気持ちは伝わっているか？

⑦ くるま社会の非人間性を問う！

(6) まとめ

・現代社会において車は不可欠なもの

・車を動かすことが大きな社会的責任を伴うことの自覚が大切

・事故に対してまた自分自身に対して厳格であるべき

・交通事故は車と車の問題でも、人と車の問題でもない。人と人との問題であり、人間ひとりの内面の問題だ。

以 上